

## 令和7年度兵庫県立尼崎総合医療センター弁当販売者募集要項

兵庫県立尼崎総合医療センターが行う弁当販売者（以下「販売者」という。）の募集に参加される方は、この要項をよく読み、次の事項をご承知の上、お申し込みください。

### 1 弁当販売の概要

- (1) 販売場所：尼崎市東難波町二丁目17番77号 4階渡り廊下（エレベータ前）
- (2) 許可期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの平日  
※土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く平日
- (3) 規 模

販売スペース (使用許可部分)	区画数	最低使用料 (税込・年額)
1. 5㎡ (縦1.0m×横1.5m)	2区画	10,890円

※ 1販売者で2区画を使用することはできません。

※ 許可スペースは【別図1】のとおり。

**販売区画は月ごとに、南北を入れ替えるものとします。**

#### 【最低使用料】

※ 1㎡/日あたり30円（病院局公有財産取扱規程 別表第1 一時使用の場合）

	R7.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3
営業日数	21	20	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21

許可期間内営業日数合計：242日

最低使用料（10,890円）：30円/㎡・日×1.5㎡×242日

- (4) 業務内容：主として職員への弁当の販売  
※ 菓子・デザート類、飲料水等の単品での販売は認めません。  
※ 使用許可した場所でのご飯の給仕等、調製をする行為は認めません。  
※ 保温器、電子レンジ等電気器具の使用は認めません。
- (5) 設 備：当院で用意する設備はありません。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 申込時点で、食品衛生法に基づく飲食店営業許可（兵庫県内保健所での許可）を受けており、使用許可期間中に上記営業許可の期限が切れる場合は、応募者において必要となる継続許可手続を行うこと（許可書の写しを提出すること）。
- (2) 当日調理した弁当を製造場所から販売場所まで販売開始時間までに運び入れ、搬送時の品質管理の徹底と、消費期限を考慮した販売ができる兵庫県内の事業者であること。

- (3) **原則、平日毎日販売**を行うこと。ただし、販売を休止するときは、総務課と事前に協議すること。
- (4) 下記に定める「(13)提出書類」(各1部)に掲げる書類を不備なく全て提出できる者であること。
- (5) 代表者が成年被後見人、非保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (6) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人でないこと。
- (7) 国税、兵庫県税に係る滞納並びに県への光熱水費等使用料に係る滞納がないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ※当院は、許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- (11) 応募者又は応募団体の役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものでないこと。
- (12) **使用を許可した後に、上記(1)～(11)に該当しないことが判明した場合または該当しないこととなった場合は、使用許可を取り消します。**

(13) 提出書類(各1部)

- |   |                             |        |                   |
|---|-----------------------------|--------|-------------------|
| <p>① 販売申込書(様式1)</p> <p>② <b><u>応募価格提案書(様式2)【別封筒に封入のこと】</u></b></p> <p>③ 飲食店営業許可証(写し)</p> <p>④ 誓約書(様式3)</p> <p>⑤ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書または現在事項証明書))令和6年12月19日以降に発行されたもの。コピー可)</p> <p>⑥ 国税及び兵庫県税の滞納がないことを証明する下記の証明書<br/>(令和6年12月19日以降に発行されたもの。コピー可)</p> <table border="0"> <tr> <td>(ア) 国税は納税証明書(その3の2またはその3の3)</td> <td rowspan="2">} 両方必要</td> </tr> <tr> <td>(イ) 兵庫県税は納税証明書(3)</td> </tr> </table> <p>⑦ 役員一覧表(様式5)</p> | (ア) 国税は納税証明書(その3の2またはその3の3) | } 両方必要 | (イ) 兵庫県税は納税証明書(3) |
| (ア) 国税は納税証明書(その3の2またはその3の3)   | } 両方必要                      |        |                   |
| (イ) 兵庫県税は納税証明書(3)   |                             |        |                   |

※ 様式1～3、5の申請者の「住所又は所在地及び連絡先」、「氏名」は、個人の場合は実際に居住する場所の所在地(通常は住民票の住所)、法人の場合は実際に営業を行う事業所の所在地(本社、営業所等の所在地)を記入すること。

- ※ 様式1の「担当者名・連絡先」はいつでも連絡がつく連絡先を記入すること。
- ※ 未提出の書類があるなど、提出書類に不備がある場合は受理できません。また応募書類は返却しません。
- ※ 書類審査には時間を要するため、応募書類は余裕を持って提出してください。

### 3 公募条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用許可の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの平日

※更新はできません。

ただし、使用許可期間中において、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

##### ② 運営条件

###### (ア) 販売時間

11時00分から13時00分まで

###### (イ) 販売場所使用時間 10時45分から13時15分まで

準備及び後片付け時間を含むものとし、この時間以外は、いかなる物品の放置も認めません。

物品の放置を発見した場合には、文書による通告の上、使用許可を取り消す場合があります。

###### (ウ) 搬出入等

病院内には弁当搬出入等のための駐車場はありませんので、販売事業者各自で確保してください。

##### ③ 使用料

(ア) 区画ごとに販売者として決定した者が提案した応募価格をもって年額使用料とします。

(イ) 使用料は、当院が発行する納入通知書により、当院の指定する期限までに全額納入してください。

(ウ) 使用許可の期間が1年に満たない端数があるときは月割りをもちて計算し、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算します。

##### ④ その他使用料

光熱水費等の使用料を徴収します。

〔 光熱水費等とは、一年間の病院の維持管理に係る光熱水費及び委託料金額を使用面積で按分して算出し、年度末に徴収します。  
年度によって変動しますが、月額0～5,000円程度になる予定です。 〕

#### (2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を当院が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消を受けていないこと（該当の場合のみ）。

- ③ 弁当を販売する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保にしてはならないこと。
  - ④ 販売品の搬出入を行う時間及び経路については、当院の指示に従うこと。
  - ⑤ 飲料水等を弁当とセットで販売する場合については、酒類等のアルコール成分が入っていないものに限る。
- (3) 維持管理責任
- ① 販売品の問い合わせ、苦情については、販売者の責任において対応すること。
  - ② 当院は、当院の責によることが明らか場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。
  - ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (4) 使用許可の取消し
- 公募条件等及び行政財産使用許可書に定める事項に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。この場合、納入済の使用料は還付いたしません。**
- (5) 自己都合による販売事業の撤退
- ① 販売者は使用許可の期間が満了する前に自己の都合により弁当販売を撤退しようとする場合は、撤退しようとする日の2か月前までに当院に書面により通知してください。**この場合、納入済の使用料は還付いたしません。**
  - ② 使用許可期間満了前に自己都合により弁当販売事業から撤退した場合、同物件にかかる次回公募手続きに参加できません。
- (6) 原状回復
- 販売場所使用時間が終了した場合は、速やかに原状回復してください。  
なお、原状回復に際し、販売者は一切の補償を当院に請求することができません。
- (7) 参考データ
- 1日あたり、全体(2区画)で110～130食程度の販売を見込んでいます。

## 4 応募申込方法等

### (1) 申込み方法

#### <郵送する場合>

受付期間 : 令和7年2月18日(火)～令和7年3月4日(火) 必着

送付先 : 〒660-8550

尼崎市東難波町二丁目17番77号

兵庫県立尼崎総合医療センター総務部総務課 山口宛

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は、価格提案できませんのでご注意ください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

<持参する場合>

受付期間 : 令和7年2月18日(火)～令和7年3月4日(火)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

提出先 : 尼崎市東難波町二丁目17番77号  
兵庫県立尼崎総合医療センター総務部総務課 山口宛

(2) 申込みに必要な書類

「2 応募資格要件(13)」に記載

(3) 応募価格提案書の無効

- ① 最低使用料(税込・年額)を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 応募価格、日付、住所、氏名の記載のないものまたはこれらが分明でないもの
- ⑤ 応募価格の訂正をしたもの
- ⑥ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑦ その他応募資格要件及び公募条件に違反したもの

(4) 書類の提出方法

**応募価格提案書のみ定型封筒(長形3号など)に入れた上で封をし、**応募申込書その他必要書類を添えて、持参または郵送により提出してください【別図2】参照。

(5) 申込みにあたっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届(様式4)を受付期間内に持参または郵送してください。

## 5 販売事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な書類を満たしている者を販売者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、当院が設定する最低使用料(税込・年額)以上の額で、かつ、最高応募価格の上位2者の応募価格提案した者を選定し販売者とします。なお、応募価格提案が同額である場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定及び順位を決定します。

なお、当該応募価格提案者が、諸般の事情により、当院が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件弁当販売者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ販売者を決定します。

(3) 販売場所の区画決定は、5(2)より選定された最高応募価格を提案した販売者から順に決定します。

(4) 販売者の公表等

販売者の決定は、令和7年3月10日(月)の予定です。販売事業者の決定後、応募者に応募者名と決定した販売者名を書面により通知するとともに、当院ホームページに販売者名を掲載します。

(5) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は延期することがあります。

**6 使用許可申請の手続き**

販売事業者に決定した者は、令和7年3月19日（水）までに、次の書類を提出してください。※(2)～(4)の書類は、応募申込時に原本提出済の場合は不要。

(1) 行政財産使用許可申請書（兵庫県指定様式）

(2) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書または現在事項証明書））（令和6年12月19日以降に発行されたもの。）

(3) 国税及び兵庫県税の滞納がないことの証明書（令和6年12月19日以降に発行されたもの。）

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| ① 国税は「納税証明書（その3の2またはその3の3）」 | } 両方必要 |
| ② 兵庫県税は「納税証明書（3）」           |        |

(4) 販売する弁当の価格及び種類や内容がわかるもの

(5) 責任者及び現場責任者名簿

**7 設置事業者の決定の取消し**

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 弁当販売者が応募資格を失った場合

※同物件にかかる次回公募手続きに参加できません。

**8 その他**

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

**9 問い合わせ**

尼崎市東難波町二丁目17番77号  
兵庫県立尼崎総合医療センター総務課 山口(ヤマグチ)  
電話：06-6480-7000（内線4042）  
FAX：06-6480-7001